令和6年8月7日 令和6年度 第1回守口市国民健康保険運営協議会





令和5年度国民健康保険事業決算見込

【 歳 入 】										
	項目		令和5年度 予算 A	令和5年度 決算見込 B	比較 B-A	備 考				
		医療分	1,790	1,808	18					
	現年分保険料	支援分	565	572	7					
		介護分	215	216	1					
保険料		医療分	131	127	4 4					
不升	滞納繰越分 保険料	支援分	41	39	A 2					
		介護分	19	18	1					
	小計		2,761	2,780	19					
国	国庫負担金∙ゥ	負担金	0	0	0	療養給付費等負担金 186,257円				
国庫支出金	国庫負担金・福	補助金	1	0	A 1	健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金 336,000円 社会保障・税番号制度システム整備費等補助 金 108,000円 国民健康保険災害臨時特例補助金 10,000円				
	小計		1	0	1					
	府負担金·補	助金	11	13	2	老人等医療費助成事業に係る補助金				
府支出	普通交付	金	10,238	9,892	▲ 346	医療給付費、保健事業(府共通経費)に係る 交付金				
出金	特別交付	金	179	141	▲ 38	特別調整交付金、保険者努力支援制度分等				
	小計		10,428	10,046	▲ 382					
	保険基盤安	定分	1,135	1,135	0	低所得者の保険料軽減相当分及び 低所得者の被保険者数に応じた補填				
	職員給与費	費等	306	306	0	職員の人件費、事務費等				
	未就学児均	等割	11	11	0	未就学児均等割保険料×5/10				
	出産育児一	時金	44	44	0	出産育児一時金×2/3				
繰入^	財政安定化	支援	80	80	0	特別事情による財政補助				
金	その他		15	15	0	地方単独事業波及分				
	産前産後保	険料	0	0	0	出産する(した)者の保険料軽減相当分				
	一般会計繰入	金小計	1,591	1,591	0					
	基金繰入	金	387	387	0	国民健康保険財政調整基金				
	繰越金		70	130	60					
	その他		70	81	11	延滞金、第三者行為求償等の返還金等				
	歳入合言	 	15,308	15,015	▲ 293					

【歳 出】

	凤				(単位:百万円)	
		項 目	令和5年度 予算 C	令和5年度 決算見込 D	比較 D-C	備考
		総務費	330	282	▲ 48	人件費·事務費等
		療養給付費	8,499	8,177	▲ 322	医療機関 7割分
		療養費	160	152	▲ 8	柔整、コルセット等
4	呆	高額療養費	1,385	1,309	▲ 76	自己負担限度額超の給付
并分	呆 食 合 寸	高額介護合算療養費	3	1	▲ 2	医療費と介護サービス費用の 合算額の自己負担限度額超の給付
. Infant	費	出産育児一時金	95	47	▲ 48	1件 500,000円(産科医療補償制度含む)
		葬 祭 費	12	8	A 4	1件 50,000円
		その他給付	51	44	▲ 7	審査支払手数料、出産育児一時金等の支払 事務費、精神・結核医療、傷病手当金
		小計	10,205	9,738	▲ 467	
事業費納付	事業	医療給付費分	3,210	3,210	0	医療給付費の財源となる府に納める納付金
		後期高齢者支援金等分	901	901	0	後期高齢者支援金等の財源となる府に納める 納付金
13	金 _	介護納付金分	355	355	0	介護納付金の財源となる府に納める納付金
		小計	4,466	4,466	0	
	共 司 L	その他共同事業拠出金	0	0	0	退職者医療制度対象者把握に係る費用
oile duix	司事業	小計	0	0	0	
┧		保健事業	183	115	▲ 68	特定健診、ヘルスアップ事業の費用等
		基金積立金	72	71	▲ 1	国民健康保険財政調整基金
		その他	49	39	▲ 10	還付金等
		予備費	3	0	▲ 3	
		歳出合計	15,308	14,711	▲ 597	

(単位:百万円)

	(単位:日刀门)
収支差引(歳入合計一歳出合計) E	304
単 年 度 収 支(E 一 繰 越 金) F	174
実 質 単 年 度 収 支 (F-基金繰入金+基金積立金)	▲ 142
実質収支(F)のうち地方自治法233条の2の規定 による基金繰入額	160

被保険者証の一体化について

1 令和6年12月2日で被保険者証が廃止

- ・国の改正法により令和6年12月2日で被保険者証の新規交付は廃止
- ・令和6年12月1日までに発行した被保険者証は有効期限まで使用可能(経過措置)
- ・守口市国民健康保険は被保険者証の一括更新が令和6年11月1日であるため 通常証の有効期限は令和7年10月31日(短期証は令和7年4月30日)

2 令和6年12月2日以降について

マイナ保険証(健康保険証利用登録されたマイナンバーカード)の保有状況により

- ①マイナ保険証を持っている場合・・・「**資格情報のお知らせ**」を交付
- ②マイナ保険証を持っていない場合・・・「資格確認書」を職権交付
- ※マイナ保険証を紛失等した場合は、申請により「資格確認書」を交付

3 令和6年12月2日以降の医療機関の受診について

- ①マイナ保険証を持っている場合・・・マイナ保険証によるオンライン資格確認
- ②マイナ保険証を持っていない場合・・・資格確認書を提示
- ※マイナ保険証が使えない場合はマイナ保険証と資格情報のお知らせを一緒に提示

資格情報のお知らせ

(交付者名) (保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。 なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000			
			(枝番)00			
氏名		佐藤 太郎				
フリガナ		サトウ タロウ				
負担割合	(70歳以上のみ記載)	○割				
適用開始年	手月日	平成○年○月○日				
交付年月日	3	令和○年○月○日				

※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様) スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、 ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面 をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンを お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診い ただけます)。

> 下部を切り取ってご利用いただくこともできます (このお知らせのみでは受診できません)

> > 資格情報のお知らせ

令和○年○月○日発行 (交付者名)

(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番)00 佐藤 太郎 氏名

負担割合 ○割(70歳以上のみ記載)

別添1 様式例: 必須記載事項のみ (カード型)

(表 面)

○○都道府県			有効期限	年	月	目
国民健康保険			発効期日	年	月	目
資格 確認 書						
記号			番 号			(枝番)
氏 名			性 別			
生 年 月 日	年	月	目	負担割	合	割
適用開始年月日	年	月	目			
交 付 年 月 日	年	月	目			
世帯主氏名						
住 所						
保険者番号						
交付者名						印

(裏 面)

備考	
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	:
1. 私は、 <u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、</u> 移植の為に臓器を提供しま 2. 私は、 <u>心臓が停止した死後に限り、</u> 移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》	す。
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】 [特記欄:] 署名年月日: 年 月 日	
<u>著名年月日: 年 月 日</u> 本人署名 (自筆): 家 族 署名 (自筆):	_

参考 -1

- 備考 1. 紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
 - 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 - 3. 一部負担金の割合を減じている市町村については、表面の「負担割合」欄にその一部負担割合を表示する。また、70歳未満の被保険者は、「発効期日」欄及び「負担割合」欄を省略するほか、別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする市町村については、「発効期日」欄及び「負担割合」欄は省略する。
 - 4. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は 調整を加えることができる。
 - 5. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格 確認を受けるか、資格確認書を(別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする市 町村については、資格確認書に高齢受給者証(70歳の誕生日の属する月の翌月 (誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合に限る。)を添えて)提出 すること。
 - (3) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)の場合は、保険診療の費用(入院時の食事療養に要する費用を除く。)の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は、「負担割合」欄(別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする市町村については、高齢受給者証)に示す割合であること。
 - (4) 被保険者の資格を喪失したときには、直ちに資格確認書を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、資格確認書を添えること。
 - (5) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、14日以内に、資格確認書を添えて、市町村にその旨を届け出ること。
 - (6) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
 - (7) 検認又は更新のため、市町村に資格確認書の提出を求められたときは、速やか に、市町村に提出すること。
 - (8) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (9) 特別の事情がないのに保険料(税)を滞納した場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し、発行済みの資格確認書を返還していただいた上で、特別療養費の支給対象者向けの資格確認書を交付することがあること。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料(税)を滞納している場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し、発行済みの資格確認書を返還していただいた上で、特別療養費の支給対象者向けの資格確認書を交付すること。

別添2 様式例: 必須記載事項のみ (カード型) (特別療養費)

(表 面)

○○都道府県	有効期限	年	月 日
国民健康保険			
資格確認書 <u>(特別療養)</u>			
記号	番	号	(枝番)
氏 名	性 5	31	
生 年 月 日	4	年 丿	月日
適用開始年月日	4	年 月	月日
交 付 年 月 日	4	年 丿	月 日
世帯主氏名			
住 所			
保険者番号			
交付者名			印

(畏 面) 注意事項

		この証で診療を受けるときは、診療費用の全額を支払ってください。
備	考	
		下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができ 、記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
		、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。 は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

- 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
- 3. 私は、臓器を提供しません。

[心臟	•	肺	•	肝臓	•	腎臓	•	膵臓	•	小腸	•	眼球	

〔特記欄: 署名年月日:

家族署名(自筆):

- 備考 1. 紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
 - 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 - 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は 調整を加えることができる。
 - 4. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 滞納している保険料(税)を納付したときは、療養の給付等を受けることが可 能な資格確認書が交付されること。
 - (2) 災害等の特別な事情が生じたときや、障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができ るに至ったときは、速やかに申し出ること。
 - (3) 被保険者の資格を喪失したときは、直ちに、資格確認書を市町村に返還するこ と。また、転出の届出をする際には、資格確認書を添えること。
 - (4) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、14日以内に、資格確認書を添え て、市町村にその旨を届け出ること。
 - (5) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。
 - (6) 検認又は更新のため、市町村に資格確認書の提出を求められたときは、速やか に、市町村に提出すること。
 - (7) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受 けることがあること。
 - (8) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子的確 認を受けるか、この証を提出すること。

●守口市国民健康保険条例の改正予定について 国からの通知に基づき、第26条(徴収猶予)及び第30条(罰則)の改正を予定しています。

(徴収猶予)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより、保険料の納付義務者が納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限つて、徴収の猶予をすることができる。

(1)~(3)略

(罰則)

第30条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(徴収猶予)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより、保険料の納付義務者が納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内の期間を限つて、徴収の猶予をすることができる。

(罰則)

(1)~(3)略

第30条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第</u>5項の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした</u>場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。